

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）		目次	岡山県公報	
			発行 岡山県	
				
		担当課（室）		
			目次	
			担当課（室）	

◎岡山県規則第四十一号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

様式第五十六号中「①のうち課税免除分（c）」や「①のうち課税の特例分（c）」及び

非課税区分内訳			備考
区分	利用者数		
18歳未満	人		
70歳以上	人		
障害者	人		
国体競技	人		
教育活動	人		
非課税対象利用者計（a）	人		

を

区分	利用者数	備考

18 歳 未 満	人	「課税の特例分内訳」 と 「課税免除分内訳」
70 歳 以 上	人	
障 害 者	人	
国 体 競 技 等	人	
教 育 活 動	人	
国 際 競 技 大 会 等	人	
非 課 税 対 象 利 用 者 計 (a)	人	

「課税免除対象利用者計(c)」や「課税の特例対象利用者計(c)」に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。